

市・県民税 の申告は市役所へ

市・県民税
の申告期限 **3月17日(月)**

市・県民税は、平成25年中の所得に対して平成26年度に課税される税金で、個人の申告などに基づいて市が計算・課税を行い、納付書や口座振替、または給与や公的年金からの天引きにより納付していただくものです。

申告内容は、国民健康保険税、介護保険料、保育料などの算定のための基礎資料となるほか、年金や各種給付金を受給する際の所得を証明するものになります。

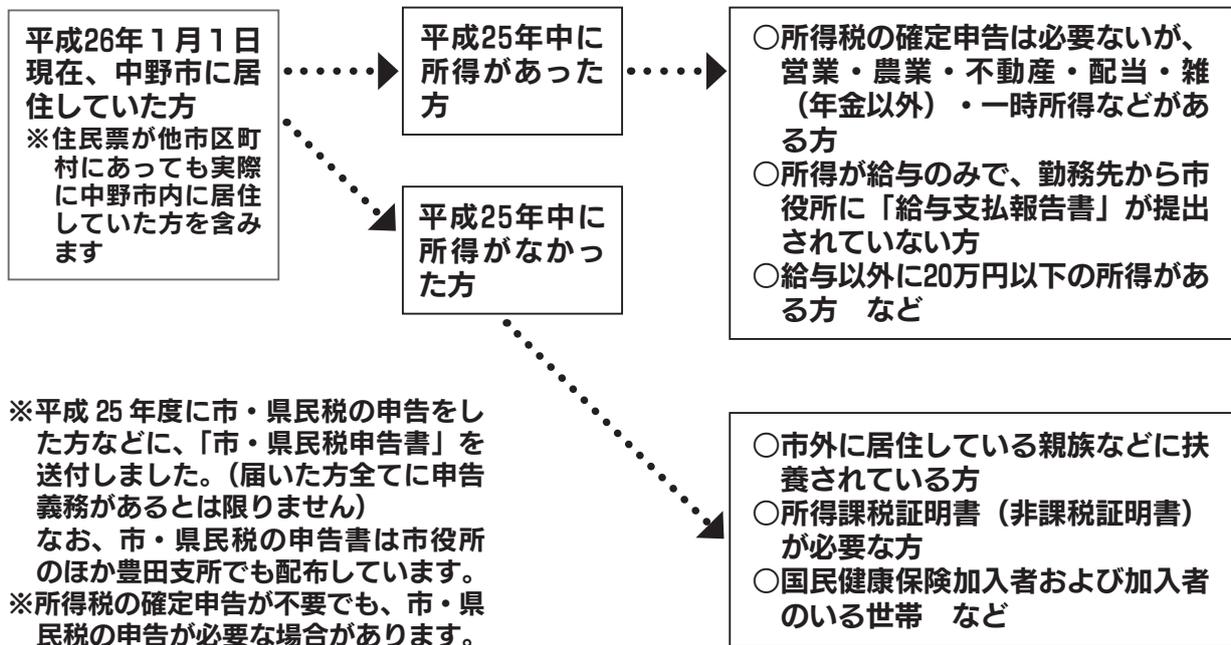
問い合わせ先

市・県民税…税務課課税係 ☎ (22) 2111 (内線225)

所得税など…信濃中野税務署 ☎ (22) 3151

市・県民税の申告が必要となる主な方

※所得税の確定申告をする方は、市・県民税の申告は不要です



◆申告相談日程 受付時間 午前8時～午後2時30分 (申告相談の開始は午前9時から)

期日	2月										3月											
	17	18	19	20	21	24	25	26	27	28	3	4	5	6	7	10	11	12	13	14	17	
	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	
対象地区	中野会場	還付申告	中野	日野	延徳	平野	高丘	長丘	平岡	科野	倭	還付申告	中野	日野	延徳	平野	高丘	長丘	平岡	科野	倭	還付申告
	豊田会場	上今井	上今井	豊津	豊津	豊津	永田	永田	永田	※中野会場は、市民会館41号会議室(2階)、豊田会場は、豊田支所大会議室(2階)で行います。 ※2月27日(木)以降は、中野会場のみとなります。												

※2月17日、3月3日・17日の「還付申告」日は、給与、年金所得の所得税の還付を受ける方(市内全地区)を対象とします。なお、対象地区の指定日以外でも相談は受けられますが、混雑をさけるため、できるだけ対象地区の指定日にお越しください。

※受付終了時間が前年より30分繰り上がっておりますので、ご注意ください。

※申告相談期間中は、担当者が全員会場に向くため、市役所税務課窓口での申告相談はできません。

事前に集計を済ませてく ださい

「収支内訳書」を提出する方や「医療費控除」のある方は、必ず事前に集計を済ませてから申告会場にお越しください。集計していない場合、ご自身で集計してから、申告相談を受けていただくこととなります。

郵送でも提出できます

市・県民税の申告書は、郵送でも提出できます。3月17日(月)までに記入した申告書や収支内訳書、各種控除を受けるための証明書などを市役所税務課あてにお送りください。また、内容を確認させていただく場合がありますので、昼間に連絡が取れる電話番号を必ず記入してください。

なお、申告書は市役所税務課、豊田支所、北部公民館、西部公民館、永田サービスステーションに設置してある投函箱に投函も可能です。(ただし、所得税の確定申告書は投函しないでください)

所得税申告の相談は税務 署へ

次のような所得税申告のご相談は、市役所ではできません。信濃中野税務署へご相談ください。

■申告に係るもの

青色申告、準確定申告(平成25・26年中に亡くなった方の申告)、延納の届出、更正の請求、海外に被扶養者がいる方の申告、修正申告
所得や控除に係るもの

退職所得の申告、雑損控除の申告、土地建物(収用を除く)や株式・先物取引の譲渡所得や損失の繰り越しがある申告、介護保険サービスにかかる医療費控除額に不明なものがある申告

■所得税の税額控除に係るもの
住宅ローン控除(初年度)、外国税額控除、政党等寄附金等特別控除、投資税額控除など

確定申告は税務署へ

所得税・個人消費税及び地方消費税・贈与税の確定申告は、信濃中野税務署で行っています。

信濃中野税務署では、3月17日(月)まで(土日・祝日を除く)、所得税・個人消費税・贈与税の確定申告相談会場を設置しています。

また、平成25年分の「個人消費税及び地方消費税の確定申告書」の提出期限および相談期限は、3月31日(月)です(土日・祝日は除く)

会場 信濃中野税務署2階会議室
時間 (受付)午前8時30分から
(相談)午前9時〜午後5時

住基

市民課窓口からのお知らせ

所得税の確定申告を 電子申告される方へ

公的個人認証サービスを利用して、所得税の確定申告を電子申告される場合は、電子証明書が必要です。現在、電子証明書をお持ちの方は有効期間(発行日から3年)にご注意ください。

また、有効期間が満了した場合や氏名・住所などが変更になった場合は、自動的に電子証明書が失効になりますので、更新手続きをお願いします。

住基ネットおよび電子証明書の 手続きが一時停止します

電子証明書の更新および新規発行の際に必要なもの
○住民基本台帳カード(住基カード)
○運転免許証など顔写真付きの身分証明書(住基カードに顔写真がない場合)
○手数料500円
※代理人による申請など、手続きの内容により即日交付ができない場合がありますのでご注意ください。

行うため、次のとおり住基ネット関連の手続きがご利用できなくなりますが、ご不便をお掛けいたしますが、ご理解とご協力をお願いします。

利用できない日時

○本庁 2月7日(金) 午後3時から終日

○豊田支所 2月7日(金) 午後3時から終日
2月10日(月) 業務開始から午後1時

※本庁と豊田支所で利用できない期間が異なりますので、ご注意ください。

利用できない手続き

○住民基本台帳カード(住基カード)に関連する手続き

【例】住基カードの発行、暗証番号の変更、住基カードを利用した転出と転入など

○住民票の写しの広域交付
○電子証明書の新規発行、更新

※電子証明書の新規発行、更新以外の手続きは通常どおり行うことができます。

【例】暗証番号の変更やロックの解除など

問い合わせ先
市民課窓口係
☎(22)21111 (内線236)